

危険物（ガソリン・軽油・灯油）の貯蔵、取扱い、運搬について

乗用車でガソリンを容器に入れて運搬できますか？

ガソリンを乗用車(ワゴンやバン等を含む。)で運搬する場合、その容器がガソリン用として性能試験をクリアした金属製容器でかつ、最大容積が22リットル以下の容器である場合は運搬が可能です。

※ガソリンは非常に引火性が高いので、運搬中は火気等の取扱いは行わないでください。

ガソリンや灯油、軽油を運搬する際に注意することは？

- ・ 容器の外部に、危険物の品名(ガソリン、軽油、灯油など)、最大数量の表示をすること。
- ・ 容器が転落、転倒、破損しないように積載すること。
- ・ 容器のふたをしっかりと締め、ふた部分を上方に向けて積載すること。
- ・ 危険物の性状に応じた積載(衝撃、摩擦、加熱、静電気の防止等)をすること。
- ・ 容器を積み重ねる場合は3メートル以下とすること。
- ・ 車両に積載する危険物が指定数量(※1)以上となる場合は、車両の前後に標識(「危」のマーク(※2))の掲示を行い、自動車用の消火器を積載すること。

危険物取扱者の資格がなくても車両での運搬はできますが、指定数量以上の危険物を貯蔵・取扱う場合には、危険物取扱者の資格が必要です。

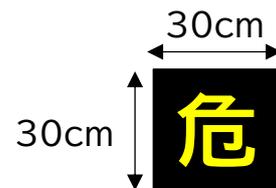
※1 指定数量・・・ガソリンは200ℓ、軽油・灯油は1000ℓ

別の種類の危険物を同時に積載する場合は、次の計算式で1以上となれば指定数量以上です。

『ガソリン積載量÷200』+『(軽油+灯油の積載量)÷1000』

※積載量の単位はℓです

※2 「危」のマーク・・・30cm×30cmの黒地、黄文字



危険物の保管（貯蔵）の注意点は？

危険物の種類によりますが、ガソリンなどの場合は、通気性の良い場所で静電気や火気のない場所に置きましょう。(ガソリンは火災の発生危険が極めて高いため保管は極力控えてください。)

なお、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵する場合は、火災予防条例により細かい基準が設けられています。また、一般家庭で指定数量の2分の1以上の危険物を貯蔵する場合は、所轄消防署に届出が必要となります。(事業所の場合は指定数量の5分の1以上で届出が必要です。)

指定数量以上の危険物を貯蔵する場合は、消防法により許可を受けなければならないほか、危険物取扱者の資格が必要となります。詳しくは最寄りの消防署にご相談ください。

軽油をポリ容器に入れて運搬できますか？

軽油用の容器の性能試験をクリアしたポリ容器であれば可能です。

なお、危険物保安技術協会の性能試験をクリアしたガソリン携行缶を使用することを推奨します。この場合、容器には「軽油」の表示をしてください。

ガソリンや灯油などの運搬容器について教えてください。

危険物保安技術協会の性能試験をクリアした容器を推奨します。この容器には、次のような表示が付されています。

《ガソリン携行缶》



基準適合性表示



《灯油用ポリエチレンかん》



基準適合性表示



《金属製ドラム等、金属製 18 リットル缶》



金属製ドラム

パール缶

金属製 18ℓ缶

液体の危険物を
収納するもの



個体の危険物を
収納するもの



基準適合性表示

セルフのガソリンスタンドでガソリン携行缶での購入について

セルフ方式のガソリンスタンドで、顧客自らがガソリンを容器に入れることは、消防法令により認められていません。従業員に相談してください。自主保安規制等により携行缶への注油販売を行わないガソリンスタンドもあります。

また、ガソリンを携行缶で購入する際は、身分証等による本人の確認、使用目的の確認と併せ事業者による販売記録の作成が法令により義務付けられていますのでご注意ください。